

管路内清掃工標準仕様書

平成31年（2019年）4月

東京都下水道局

目 次

第1章 総 則	1
1. 1 適用範囲及び一般事項	1
1. 2 用語の定義	1
1. 3 疑義に対する協議等	2
1. 4 設計図書の照査	2
1. 5 履行報告及び提出書類	3
1. 6 日雇労働者の雇用	3
1. 7 環境対策	3
1. 8 関係法令等の遵守	4
1. 9 官公署等への手続等	5
1. 10 作業の下請負	6
1. 11 作業の着手	7
1. 12 管路内清掃工計画書	7
1. 13 作業説明等	7
1. 14 現場体制	8
1. 15 工程管理	8
1. 16 作業記録写真	9
1. 17 完了	9
1. 18 不当介入に対する通報報告	9
1. 19 個人情報に関する取扱い	9
1. 20 情報セキュリティ対策	10
1. 21 その他	10
第2章 安 全 管 理.....	11
2. 1 一般事項	11
2. 2 安全管理	11
2. 3 安全教育	12
2. 4 公衆災害防止	13
2. 5 労働災害防止	15
2. 6 事故時の措置及び報告	16
2. 7 雨天時における安全管理の対策	16

第3章 清掃工	1 8
3. 1 一般事項	1 8
3. 2 清掃	1 9
3. 3 土砂等の積込、運搬	1 9
3. 4 消毒	2 0
3. 5 土砂等の処分	2 0
3. 6 その他	2 1

提出書類一覧（一部記載例を含む。）

提出書類一覧	2 5
--------------	-----

附 則

附則—1 管路内清掃工計画書記載要領	4 7
附則—2 管路内清掃工記録写真撮影要領	4 9
附則—3 雨天時における安全管理の対策	5 1
附則—4 清掃作業及び運搬認票フロー図	5 3

参 考

作業請負契約書	5 7
---------------	-----

第1章 総 則

1. 1

適用範囲及び

一般事項

1 適用範囲

この管路内清掃工標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する下水管路内の清掃工（人孔及びますを含む下水管路内に堆積した土砂等を除去し、下水管路の機能を回復する作業をいう。以下「作業」という。）に適用する。

2 仕様書の適用

受注者は、作業の実施に当たって、契約書（作業請負契約書及び約款）及び設計図書（特記仕様書、図面及び標準仕様書）（以下「契約図書」という。）に従って行う。

なお、設計図書に定めのないものについては、当局の「土木工事標準仕様書」に従う。

3 優先事項

契約書に添付されている特記仕様書及び図面に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。

4 設計図書の不整合

特記仕様書と図面との間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受注者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。

5 S I 単位

設計図書はS I 単位を使用するものとする。

1. 2

用語の定義

1 監督員

「監督員」とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理を行う者で、当局が指定した者をいう。

2 指示

「指示」とは、監督員が受注者に対し、作業に必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

3 承諾

「承諾」とは、契約図書の承諾事項について、当局又は監督員と受注者が書面により合意することをいう。

4 協議

「協議」とは、契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者とが対等の立場で書面により合議することをいう。

5 提出

「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は、受注者が監督員に対し、作業に係る書面その他資料を説明し、差し出すことをいう。

6 提示

「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、作業に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

7 報告

「報告」とは、受注者が監督員に対し、作業の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。

8 その他

その他の用語については、「土木工事標準仕様書」による。

1. 3

疑義に対する

協議等

受注者は、設計図書に記載のない事項又は設計図書の解釈に疑義を生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

1. 4

設計図書の照査

1 設計図書の照査

受注者は、契約後速やかに設計図書の照査を行い、契約書第11条（条件変更等）に該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、作業図等を含むものとする。

また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加要求があった場合は、その要求に従わなければならぬ。

2 特許権の許諾

受注者は、指定工法に関する特許権等について、問題の起こらないように対処しなければならない。

3 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書その他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1. 5

履行報告及び 提出書類

1 履行報告

受注者は、必要に応じ契約書第9条（履行報告）に基づき、履行状況を監督員に報告しなければならない。

2 提出書類

受注者が提出する作業に係る提出書類の様式、提出時期等は、「提出書類一覧」による。ただし、定めのない様式については監督員の提示するものとしなければならない。

3 書類の変更

受注者は、提出した書類の記載事項を変更する必要が生じたときは、直ちに変更届を提出しなければならない。

1. 6

日雇労働者の 雇用

1 一般事項

受注者は、作業の実施に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」（昭和51年7月30日付51労職労第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努めなければならない。

なお、同要綱を適用した作業の完了届には、同要綱による「公共事業遵守証明書」を添付しなければならない。ただし、「公共事業施行通知書」により雇用予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの收受印が押印されている「公共事業施行通知書」の写しの提出をもって、「公共事業遵守証明書」に代えることができる。

2 無技能者の雇用

受注者は無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を使用しなければならない。ただし、手持ちの労働者を差し引いた人員とする。

1. 7

環境対策

1 環境により良い自動車の利用

受注者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項によらなければならない。

(1) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域に

おける総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。

2 アイドリング・ストップ

受注者は、自動車等を運転する者に対して、荷待ち等で駐停車するときは、エンジンの停止（アイドリング・ストップ）を行うよう適切な措置を講じなければならない。

3 ディーゼルエンジン仕様の自動車等の燃料

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする特定特殊自動車を使用する場合は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（J I S）の軽油を使用しなければならない。

また、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

1. 8

関係法令等の遵守

1 関係法令等の遵守

受注者は、当該作業に関する関係法令等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。

2 関係法令等の適用

適用を受ける関係法令等の改定等があった場合は、最新のものを使用しなければならない。

なお、主な法令は次に示すとおりである。

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 消防法（昭和23年法律第186号）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- 港湾法（昭和25年法律第218号）
- 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- 道路法（昭和27年法律第180号）

- 下水道法（昭和33年法律第79号）
- 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 河川法（昭和39年法律第167号）
- 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 環境基本法（平成5年法律第91号）
- 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

(平成12年東京都条例第215号)

- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

(平成17年法律第51号)

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成15年法律第58号)

- 警備業法（昭和47年法律第117号）

3 法令違反の処置

受注者は、関係法令等を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、当局に及ばないようにしなければならない。

4 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該作業の契約図書そのものが、2の関係法令等に照らし不適当であり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員と協議しなければならない。

1. 9

官公署等への 手続等

1 一般事項

受注者は、作業期間中、関係官公署その他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2 関係機関への届出

受注者は、作業に伴う受注者の行うべき関係官公署、その他の関係機関への届出等を、法令、条例及び設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督員の指示を受けなければ

ばならない。

3 監督員への事前報告

受注者は、2の届出等の実施に当たって、監督員から請求があった場合は、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告しなければならない。

4 諸手続の提示、提出

受注者は、諸手続に係る許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員に提出しなければならない。ただし、道路使用許可書については、提出書類一覧による。

5 許可、承諾条件の遵守

受注者は、許可、承諾等に条件がある場合、これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可、承諾等の内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、監督員と協議しなければならない。

6 交渉時の注意

受注者は、国、都、区市町村その他関係公共団体等と作業上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。

受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉には誠意をもって対応しなければならない。

7 交渉内容の明確化

受注者は、1から6までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

1. 10

作業の下請負

1 一般事項

受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号) 第14条に反する一括下請負、契約書の規定に反するなどの不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。

2 作業の下請負

受注者は、下請負に対する場合には、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

なお、下請負契約を締結するときは、法定福利費の内訳を明示した見積書を活用するなど、適正な額の請負代金での下請負契約の締結に努めなければならない。

- (1) 受注者が、作業を行うに当たり総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が、東京都の建設工事等競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置期間中でないこと。
- (3) 下請負者が、当該下請負作業の実施能力を有すること。
- (4) 下請負者が、東京都の建設工事等競争入札参加有資格者でない場合は、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないこと。

1. 11

作業の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、原則として、契約確定の日以降速やかに作業に着手しなければならない。

1. 12

管路内清掃工 計画書

1 管路内清掃工計画書の提出

受注者は、作業に先立ち、附則－1「管路内清掃工計画書記載要領」に従って「管路内清掃工計画書」（以下「計画書」という。）を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 計画書の作成

受注者は、計画書の作成に当たっては、作業現場周辺の管路の状況、交通状況、家屋の密集度等の現場環境に十分留意し、作業の安全かつ円滑な遂行と公害防止についても適切な措置をとらなければならない。

また、受注者は、監督員が指示した事項については、その内容について検討の上提出しなければならない。

3 計画書の変更

受注者は、計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該事項の作業前に、変更に関する事項について監督員と協議し、「変更計画書」を提出しなければならない。

1. 13

作業説明等

1 作業説明

受注者は、監督員と協議の上、地先住民に対して作業内容、作業時期等を説明し、「下水管路内清掃工のお知らせ」を配布するなどして、理解と協力を得られるよう努めなければならない。

また、作業中住民及び通行者が作業の内容を十分把握できる措置を講じなければならない。

2 コミュニケーション

受注者は、作業に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 要望、交渉等の対応

受注者は、地先住民等から要望、交渉等があった場合は、自らの責任において誠意を持って対応し、後日紛争とならないよう交渉等の内容を文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従い速やかに処理しなければならない。

4 苦情対応

受注者は、地元関係者等から作業の実施に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならぬ。

1. 14

現場体制

受注者は、以下の担当者を計画書に記載する場合、関連する書類の提出を省略することができる。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 現場代理人 | (5) 電気取扱主任者 |
| (2) 主任技術者 | (6) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 |
| (3) 渉外責任者 | (7) 事務担当者 |
| (4) 安全管理者 | (8) 気象担当者 |

1. 15

工程管理

1 工程管理

受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行わなければならない。

2 工程の変更

受注者は、予定の工程と実績とに差が生じた場合には、監督員に報告するとともに、必要な措置を講じて作業の円滑な進行に努めなければならない。

3 作業時間の変更

受注者は、設計図書に作業時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

4 休日等の作業届

受注者は、土曜日・日曜日・祝日等工期に含まれない日に作業を行うときは、事前に理由を付した書面「休日等の作業届」を作成し、監督員

に提出しなければならない。

5 国道・都道等における年末又は年度末抑制期間

作業範囲の国道・都道等は、年末又は年度末期間において道路上での作業の抑制（冬季抑制）対象路線となる場合がある。この場合、受注者は、作業計画立案に際し、当該路線における作業条件を十分に確認の上、監督員と協議しなければならない。

1. 16

作業記録写真

受注者は、本仕様書の附則一2「管路内清掃工記録写真撮影要領」に基づき作業状況を撮影し、工程順に作業記録写真帳等に整理した上で、監督員に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。

1. 17

完了

受注者は、作業完了の際には完了図等を作成し、設計図書により義務付けられた資料と合わせて監督員に提出しなければならない。

1. 18

不当介入に対する通報報告

作業に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱」（平成22年10月22日付22下経契第203号）に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行わなければならない。

1. 19

個人情報に関する取扱い

1 個人情報の含まれる緊急連絡体制表等の取扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、次の事項について厳守し、遺漏のないよう管理を徹底すること。

（1）緊急連絡体制表の管理責任者を定めること。

（2）掲示する場合は、関係者以外の目にふれないところとすること。

（3）関係者への配布については、必要最小限に限定し、配布者名簿を作成し管理すること。

（4）配布者へは、他人に提示したりコピーをとることのないよう、指導徹底すること。

（5）作業完了に伴い、管理責任者は掲示したもの及び関係者へ配布したものをお速やかに回収し、判読不能となるよう裁断等の処分を行うこと。

（6）作業完了に伴い、電子データ（個人情報に関わる氏名及び電話番

号（携帯、夜間）は削除すること。

(7) 管理責任者は、緊急連絡体制表の管理記録簿を作成すること。

(8) 管理記録簿には、掲示先、配布先名簿、掲示日、配布日、回収日及び裁断等処分日を記載すること。

2 計画書等の緊急連絡体制表を含む書類の取扱いについて

(1) 計画書等の緊急連絡体制表を含む書類の取扱いについては、十分注意すること。

(2) 緊急連絡体制表のコピーは行わないこと。

(3) 関係者以外に閲覧させる場合には、閲覧目的を確認の上、緊急連絡体制表から個人情報が漏洩することのないよう管理すること。

(4) 緊急連絡体制表を含んだ書類については、管理責任者は整理簿等を作成するなどし、把握すること。

1. 20

情報セキュリティ対策

受注者は、作業に当たり、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」(平成27年10月27日付)に基づき当局が実施する情報セキュリティ対策を遵守し、下水道施設の情報セキュリティ管理に万全を期さなければならぬ。

1. 21

その他

1 禁止行為

受注者は、いかなる理由があっても、当局の作業に関し、付近住民から報酬、手数料等を受けてはならない。

なお、下請負人等についても、上記行為のないよう十分監督指導しなければならない。

2 責任

上記の行為等があったときは、受注者がその責任を負う。

第2章 安全管理

2. 1

一般事項

1 労働安全衛生規則等の遵守

受注者は、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付建設省経建発第1号）等を遵守し、常に安全管理に必要な措置を講じ、公衆災害、労働災害、物件損害等の発生防止に努めなければならない。

2 計画書への記載

受注者は、事故防止の万全を図るため、安全管理については、計画書に明示し、受注者の責任において実施しなければならない。

2. 2

安全管理

1 異常気象時等における安全管理

受注者は、気象情報等に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合に直ちに対処できる対策を講じておかなければならない。

(1) 受注者は、当該作業箇所に係わる気象区域に、「大雨、洪水、暴風警報及び大雨、暴風特別警報」が発表された場合は、直ちに全ての作業を中止し、必要な対策を図らなければならない。

なお、作業の再開に当たっては、警報解除後に、安全が確認され次第現場を点検し、必要な措置を講じなければならない。

また、点検結果及び措置内容は、速やかに監督員に報告しなければならない。

(2) 受注者は、各種警報発表時には、不測の事態にも対応できる現場体制を確保しておかなければならない。

(3) 受注者は、常に気象情報等に注意を払うとともに、台風、集中豪雨などによる災害発生のおそれがある場合には、事前に現場を点検し必要な措置を講じなければならない。また、点検結果及び措置内容は監督員に報告しなければならない。

(4) 受注者は、作業に先立ち、異常気象時の連絡体制を整備しておくとともに、万一の事故に備え緊急時の連絡体制を整え、常に確認しておかなければならない。

(5) 受注者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに、現場内を点検し、その状況を監督員に報告しなければならない。

また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し、作業に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合には、その状況を監督員に報告しなければならない。

2 計画書の提出及び内容の遵守

受注者は、作業に先立ち、目的を達成するために必要な手段や方法を記載した計画書を提出するとともに、その内容を遵守し、作業に当たらなければならぬ。

また、当該作業における計画書の「安全管理」に関する記述には、特に以下の内容を検討し、明記しなければならない。

- (1) 現場の特殊性 … 水量が多い管きょや、締め切りを伴う等
- (2) 危険因子の分析と対応 … 酸素欠乏や硫化水素、落差の大きい施設等
- (3) 安全状態の確認 … 安全施設の種類、検知器、照明、仮設等

なお、作業中における安全対策の状況写真については、作業初期に監督員に提出すること。

2. 3

安全教育

1 安全教育の実施

受注者は、作業に従事するものに対して定期的に当該作業に関する安全教育を行い、安全意識の向上を図らなければならない。

2 酸素欠乏等危険作業業務

受注者は、酸素欠乏等危険作業に係る業務に従事する者に対し、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）第12条に基づき、特別な教育を行わなければならない。

3 協議会の参加

受注者の安全管理者は、事故防止の万全を図ることを目的として、当局が設置している「事故防止対策協議会」又は「地区協議会」の委員長から委嘱された場合は、それぞれの「協議会」に参加しなければならない。

2. 4

公衆災害防止

1 保安対策

受注者は、常時作業現場周辺の住民及び通行人の安全の確保に努めるとともに、交通や流水等の円滑な処理に努めるなど、現場の保安対策を十分講じなければならない。

2 交通安全法令等の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る作業に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日付総理府、建設省令第3号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（平成18年3月31日付国土交通省道路局長通知国道利第37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日付国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知国道利第38号・国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準」（平成18年4月1日付国土交通省関東地方整備局道路部道路管理課・国関整道管第65号）に基づき、次の事項のとおり交通及び保安上の措置を講じなければならない。

(1) 関係官公署の指示、条件等を遵守し交通安全対策を講じて作業しなければならない。

なお、国道にあっては、「道路占用工事共通指示書」（昭和51年6月1日付建設省関東地方建設局道路部路政課長通知第150号）等を遵守しなければならない。

(2) 「土木工事標準仕様書」付図－1「工事現場保安施設設置要領」に定める保安施設及び工事標識を設けるとともに、夜間に照明及び保安灯を点灯し、通行人及び車両交通等の保安に努めなければならない。

(3) 通行人、車両交通等の安全を確保するため、交通誘導警備員、標識等を配置し、通行の誘導及び整理を行うこと。

(4) 作業現場の起点終点等に工事看板を掲示し、夜間は白色照明灯及び反射板を設置しなければならない。

また、国道、都道においては、内照式標示板及び反射板を点灯しなければならない。

3 交通誘導警備員の適切な運用

受注者は、作業の規模や内容にかかわらず、交通誘導警備員を配置する場合、次の事項のとおり適切な運用を図らなければならない。

(1) 交通誘導警備員は、「警備業法」（昭和47年法律第117号）第2条第4項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号に規定する警備業務（「警備員等の検定等に関する規則」（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。）に従事するものとし、常に業務に専念させること。

(2) 受注者は、「東京都内における交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線」（東京都公安委員会告示（平成30年4月2日 第130号））を遵守し、交通誘導警備業務を行わなければならぬ。

(3) 受注者は、作業に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。

ア 警備業者に業務を行わせる場合

(ア) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し

(イ) 営業所に配置された安全教育責任者の氏名

イ 「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合

・ 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し

(4) 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等（警備業者の発行する社員証又は公安委員会から交付された合格証明書）を監督員に提示できるように、常に携行させること。

(5) 受注者は、「警備業法施行規則」（昭和58年総理府令第1号）第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、監督員に提示できるように、常に保管しておくこと。

(6) 平成30年東京都公安委員会告示第130号で指定された区間で業務を行う場合、次に掲げる事項について、適切な運用を図らなければならない。

ア 有資格者を適切に配置すること。

イ 計画書には、施行期間中に配置する予定の有資格者の合格証明書の写しを添付すること。

ウ 現場において監督員から請求があった場合、合格証明書を提示すること。

(7) 受注者は、通行人、車両交通等の安全を確保するため、必要な交通誘導警備員、標識等を配置し、通行の誘導及び整理を行わなければならない。

なお、交通誘導警備員は、休憩時間等の作業休止時も配置すること。

4 歩行者通路の確保

受注者は、歩道等で作業を行う場合、関係官公署の指示及び地先住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路の確保に努めなければならない。

なお、車道に歩行者通路を設置する場合、堅固な柵等で車道と明確に区分し、その前後に歩行者通路及び矢印を表示した標示板を設置しなければならない。

また、歩行者誘導及び車両交通に必要な交通誘導警備員を配置するものとする。

2. 5

労働災害防止

1 安全優先

受注者は、作業中において第三者、作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるとともに、労働安全衛生法その他関連法令等に基づく措置を常に講じておくものとする。

また、現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備については、関係法令等に基づき適切な措置を講じ、作業に従事する者の安全を図らなければならない。

2 有毒ガス及び酸欠対策

受注者は、管路等に出入りし又はこれら内部で作業を行う場合は、常に可燃性ガス・有毒ガス、酸欠空気等の発生に備え、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）等を遵守し、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、警報器、避難用具、救助用具等を設置するとともに、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任して、事故の未然防止に万全の対策を講じなければならない。

また、作業中に異常を発見した場合、直ちに作業を中止して必要な措置を講じるとともに、原因を調査して監督員に報告するものとする。

なお、酸素、硫化水素等の測定結果は、受注者等提出書類基準に示

2. 6

事故時の措置 及び報告

す「酸素及び硫化水素濃度測定記録表」等に記録及び保存し、監督員に提示するとともに、検査時に検査員から求められた場合は、これを提示する。

3 有資格者等の配置

受注者は、資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置するとともに、安全管理対策を講じ、必要に応じて誘導員を配置しなければならない。

4 火気類の使用

受注者は、使用人等の喫煙、暖房器具等の取扱いについては、引火や火災等のおそれのない安全な場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

5 管路内等での有毒ガス発生リスクの排除

受注者は、管路内等に出入り又はこれら内部で作業を行う場合は、内燃機関を閉鎖空間に持ち込まないことや作業中の換気を徹底する等、管路内等での有毒ガス発生リスクを排除しなければならない。

2. 7

雨天時における安全管理の対策

受注者は、雨天時に雨水の流入・増水による影響を受ける作業等で、「雨天時における安全管理の強化」対象作業に指定された場合には、附則－3 「雨天時における安全管理の対策」に基づき、安全対策を行わな

ければならない。

なお、上記については、次の事項に該当する作業のうち、雨天時に雨水の流入・増水の影響を受ける既設管きょ内での作業について、安全対策を必要とする。

- (1) 口径800mm以上の大口径管きょの作業
- (2) 人孔内の下流管口径が800mm以上の作業
- (3) その他、当局が定めるもの

第3章 清掃工

3.1

一般事項

1 作業の実施

受注者は、監督員に提出した計画書に従って、作業を実施しなければならない。

2 管口保護

受注者は、作業に当たって、下水道管路、光ファイバーケーブル施設等に損傷を与えないよう、管口保護のためにガイドローラーを使用するなど、必要な保護措置を講じるとともに、十分注意して作業しなければならない。

また、ガイドローラーをセットする際は、光ファイバーケーブル施設等の位置を確認し作業しなければならない。

万一、損傷した場合には、直ちに監督員に報告して指示を受けるとともに、受注者の責任で速やかに原形に復旧しなければならない。

3 光ファイバーケーブル敷設路線の対応

受注者は、事前に作業範囲内の光ファイバー施設の有無について監督員に確認し、光ファイバー敷設路線で作業する場合は、監督員が当局施設管理部光ファイバー担当へ事前協議するための必要な調査を行い、資料を作成しなければならない。

万一、作業中に異常箇所を発見し、又は損傷を与えた場合は、緊急連絡体制に基づき速やかに報告し、監督員の指示に従わなければならない。

なお、損傷の有無にかかわらず、経過については作業完了後、速やかに監督員に報告しなければならない。

4 仮締切

受注者は、作業に当たり仮締切を必要とする場合は、上流に溢水が生じさせない構造で、かつ、作業中の安全が確保されなければならない。

5 汚染防止

作業に当たり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚さないこと。

6 作業完了後の措置

受注者は、人孔蓋やます蓋を閉める際は、蓋枠の清掃を行い段差が生じないようにするとともに、バタつき等が生じないことを確認し、バタつき等が生じる場合は、適切な処置を講じなければならない。

また、作業の完了に際しては、現場内の使用機器及び仮設物を撤去するとともに、作業場所の清掃を行わなければならない。

3. 2

清掃

1 清掃土砂

作業に当たっては、下流側に土砂を流出させてはならない。

万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任において速やかに取り除かなければならない。

2 高圧洗浄車

高压洗浄車の使用に当たっては、水圧により管路及び光ファイバーケーブル施設等を損傷することのないよう吐出圧に留意しなければならない。

3 洗浄水の給水

高压洗浄車に使用する洗浄水は、下水処理水を使用しなければならない。

なお、処理水使用時に残留塩素を確保するため、運搬車に供給後は速やかに次亜塩素酸ソーダ（処理水 1 m³当たり、有効塩素濃度 1.2 % 溶液で 20 cc 程度）を注入すること。

4 給水カード

受注者は、当局から貸与する給水カードにより、処理水を水再生センター内の取水施設から取水しなければならない。

なお、給水カードの使用状況（取水場所、取水日及び使用カード）について管理し、作業完了後速やかに給水カードは返却しなければならない。

5 モルタル等の除去

モルタル、コンクリート除去作業の際にも、管路、光ファイバーケーブル施設等に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。

3. 3

土砂等の積込、 運搬

1 運搬車両

受注者は、作業に当たって必要な運搬車両を配置しなければならない。

2 運搬車両の届出

運搬車両については、速やかに「清掃土砂等運搬車両使用届」を当局に提出しなければならない。

3 使用する運搬車両

運搬車両として登録された車両以外は使用してはならない。

4 運搬車両の構造

運搬車両は、運搬中に土砂等の流出・飛散及び臭気の漏出のおそれのない構造の車両としなければならない。

5 積載作業

土砂等の積み込みに当たっては、土砂等の飛散により通行者、その他の工作物等を汚さないように措置を講じなければならない。

6 土砂等の積載

土砂等の積み込み運搬に当たっては、水切りを十分に行い、運搬しなければならない。

7 土砂等の運搬

土砂等の運搬に当たっては、種類別に運搬しなければならない。

8 過積載の防止

土砂等の運搬に当たっては、関係法令に従い運搬車の過積載防止を厳守しなければならない。

9 土砂等の計量

土砂等で処分先を当局が指定したものについては、当局の指示する台貫所（附則一4「清掃作業及び運搬認票フロー図」）で重量を計量しなければならない。

10 運搬認票

受注者は、台貫所で受領した運搬認票を監督員に提出しなければならない。

3. 4

消毒

受注者は、沈砂、しさ及びふさを搬出する際、運搬物1t当たり、5%濃度のクレゾール石鹼液を沈砂0.7L以上、ふさ1.1L以上、しさ1.4L以上の割合で散布しなければならない。

3. 5

土砂等の処分

1 土砂等の指定処分

土砂等で当局が処分先を指定したものについては、処分地である中央防波堤外側埋立処分場に搬入しなければならない。

2 関係法令等の遵守

産業廃棄物の処分に当たっては、関係法令等を遵守し、受注者の責任において適正に処分しなければならない。

3 産業廃棄物の運搬

受注者は産業廃棄物の運搬に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃

に関する法律」（昭和46年法律第137号）に従い、運搬車の車体の外側両面に産業廃棄物運搬車であることの表示をし、かつ、その運搬車に収集・運搬に関する書面を備えなければならない。

4 産業廃棄物の処分

産業廃棄物が搬出される作業にあっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されているか確認するとともに、監督員に産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び集計表を提示する（集計表は提出する）。また、検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示する。

3. 6

その他

1 作業箇所の異常

作業箇所において、下水道施設に損傷、不等沈下、腐食等の異常を発見したときは、速やかに監督員に報告しなければならない。

2 清掃作業の使用水

管路内の清掃に使用する水は、原則として下水処理水を使用しなければならない。

3 車両カード（ＩＣカード）

土砂等を中央防波堤外側埋立処分場に処分する場合、受付ゲートで「車両カード（ＩＣカード）」が必要となるため、必ず携行しなければならない。

なお、新規に「車両カード（ＩＣカード）」の発行が必要な場合は、監督員に申し出ること。

提出書類一覧

(一部記載例を含む。)

提出書類一覧

受注者が提出する書類は、下表によること。

書類の名称		頁	提出部数	提出期限	備 考
現場代理人及び 主任技術者等通知書		26	4	契約確定の日の翌日 から7日以内	各添付書類との間に 契印を押印する。 ただし、袋とじの場合 は除く。※1
添付 書類	経歴書	27			
作業着手届		28			
管路内清掃工計画書		29			
添 付 書 類	工程表	30	3	契約確定の日の翌日 から14日以内	
	職務分担表	31			
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者届	32			
	緊急連絡表	33			
	清掃土砂等運搬車両使用届	34			
下請負届		35	4	下請負締結後速やか に 変更はその都度	
添付 書類	下請負者一覧表	36			
作業完了届		37	4	完了予定日の 7日前まで	各添付書類との間に 契印を押印する。 ただし、袋とじの場合 は除く。※1
添付 書類	作業出来高調書	38			
清掃土砂等発生報告書		39	3	作業期間中毎月 及び完了日	
作業契約代金請求書		40	5	検査合格後	各添付書類との間に 契印を押印する。 ただし、袋とじの場合 は除く。※1
添付 書類	作業出来高調書	38			
作業日報		41	1	作業期間中毎日	
施工予定週報		—	1	作業期間中毎週	様式は別途指示
作業記録写真帳		—	1	別途指示する日	
道路使用許可書		—	2	許可後3日以内	※2
官公庁報告・届出		—	別途指示	別途指示する日	
休日等の作業届		42	別途指示	必要な都度	
酸素及び硫化水素濃度等 測定記録表		43			
公共事業遵守証明書		—	4	必要な都度	
公共事業施工通知書		—	4	申請後速やかに	

※1 袋とじの場合は、裏面の継ぎ目に、契印を押印する。

※2 初回提出及び内容変更時については、許可書の一式の写しを提出する。

作業期間等の更新のみの場合については、許可書の表紙のみの写しを提出する。

(作業箇所等を分割して申請する場合は、各許可書について上記の対応を行う。)

文書番号
(作業番号)

現場代理人及び主任技術者等通知書

○○年○○月○○日

(発注者宛)

殿

東京都○○区○○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ ○

現場代理人及び主任技術者等を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

文書番号 (契約番号)	○○○○第○○○○号		
作業件名	○○区○○○丁目付近管路内清掃工		
作業場所	○○区○○○丁目		
契約金額	¥ ○○,○○○,○○○ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ○,○○○,○○○)		
契約年月日	○○年○○月○○日	履行期間	契約確定日の翌日から○○日間 自：○○年○○月○○日 至：○○年○○月○○日
技術者分類	技術者氏名		備考
現場代理人氏名	ふりがな ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		現場代理人と主任技術者は兼任できる。
主任技術者氏名	ふりがな ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	ふりがな		
	ふりがな		
	ふりがな		

(注)

宛先は、契約書の発注者を記入する。

(A 4 タテ)

経歴書()

住 所 ○○県○○市○○町○○番○○号

ふりがな ○○○ ○○○
氏 名 ○○ ○○

生年月日 ○○年○○月○○日

職歴

○○年○○月 ○○株式会社入社

○○年○○月 東京都下水道局 ○○区○○丁目付近管路内清掃工

○○年○○月 東京都下水道局 ○○区○○丁目付近管路内清掃工

○○年○○月 東京都下水道局 ○○区○○丁目付近管路内清掃工

資格

○○年○○月 ○○○○士 第○○○○号

○○年○○月 ○○○○士 第○○○○号

(注)

- 1 表題の()内には、現場代理人等該当する技術者分類の名称を記入すること。
- 2 職歴欄には、職歴、実務経験等を記載すること。
- 3 資格欄には、仕様書等で特に定められた資格がある場合にはその資格を記載する。

(A4タテ)

文書番号 (作業番号)	
----------------	--

作業着手届

○○年○○月○○日

(発注者宛)

殿

東京都○○区○○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ ○

㊞

下記のとおり作業に着手したので届け出ます。

文書番号 (契約番号)	○○○○第○○○○号		
作業件名	○○区○○○丁目付近管路内清掃工		
作業場所	○○区○○○丁目		
契約金額	¥ ○○,○○○,○○○ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ○,○○○,○○○)		
契約年月日	○○年○○月○○日	履行期間	契約確定日の翌日から○○日間 自： ○○年○○月○○日 至： ○○年○○月○○日
着手年月日	○○年○○月○○日		

(注)

宛先は、契約書の発注者を記入する。

(A4タテ)

文書番号 (作業番号)	
----------------	--

管路内清掃工計画書

○○年○○月○○日

(発注者宛)

殿

東京都○○区○○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
現場代理人氏名 ○○○○④

下記作業について別添のとおり提出します。

文書番号 (契約番号)	○○○○第○○○○号		
作業件名	○○区○○○丁目付近管路内清掃工		
作業場所	○○区○○○丁目		
契約金額	¥ ○○,○○○,○○○ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ○,○○○,○○○)		
契約年月日	○○年○○月○○日	履行期間	契約確定日の翌日から ○○日間 自： ○○年○○月○○日 至： ○○年○○月○○日

(注)

宛先は、契約書の発注者を記入する。

(A4タテ)

○○区○○丁目付近管路内清掃工事工程表

着手年月日 ○○年○○月○○日

完了予定年月日 ○○年○○月○○日

番号	月別 日別 工種	○○月		○○月		○○月		○○月	
		10	20	10	20	10	20	10	20
1	準備工	2	22						
2	管路内清掃工 No.○～No.○			22	2				
3	管路内清掃工 No.○～No.○			2	11				
4	管路内清掃工 No.○～No.○					12	21		
5	伏越人孔清掃工 No.○～No.○					22			
6	伏越人孔清掃工 No.○～No.○					22	4		
7	報告書作成工			22					
8	雜工			22					
9	後片付け							24	

(注)

1 工種 工種別総括表の内容に加え、準備工及び後片付けを記入する。

2 工程線 赤色太線とし、各工種の着手、完了予定月日が途中の場合は日付を記入する。

(A4タテ)

職務分担表

氏 名	職 務 内 容
○ ○ ○ ○	現場代理人
○ ○ ○ ○	主任技術者
○ ○ ○ ○	涉外責任者
○ ○ ○ ○	安全管理者、電気取扱主任者
○ ○ ○ ○	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
○ ○ ○ ○	事務担当者
○ ○ ○ ○	気象担当者（正）
○ ○ ○ ○	気象担当者（副）

(A4タテ)

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届

- 1 氏名 ○ ○ ○ ○
- 2 技能講習修了証 労働安全衛生法による技能講習修了証
○第〇〇〇号 ○〇年〇〇月〇〇日交付
ただし、平成16年3月31日までに修了の方は、
2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了書
- 3 技能講習修了証の写し

(写し)

※技能講習修了証に記載されている生年月日及び住所等は黒塗りして添付する。

(A4タテ)

緊急連絡表

職名	氏名	緊急連絡電話番号		備考
		昼	夜	
(本社又は支店等の 作業責任者)	○ ○ ○ ○			
現場代理人	○ ○ ○ ○			
主任技術者	○ ○ ○ ○			

(A4タテ)

清掃土砂等運搬車両使用届

○○年○○月○○日

(発注者宛)

殿

東京都○○区○○○丁目○○番○○号
○○○○○株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ ○

下記の運搬車両を○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで使用するので、車検証の写しを添えて届け出ます。

記

- | | |
|----------|------------------|
| 1 作業番号 | ○○○○第○○○○号 |
| 2 作業件名 | ○○区○○○丁目付近管路内清掃工 |
| 3 使用運搬車両 | |

車両	規格	積載量	登録番号	空積み重量	備考

(注)

宛先は、契約書の発注者を記入する。

(A4タテ)

文書番号 (作業番号)	
----------------	--

下請負届

○○年○○月○○日

(発注者宛)

殿

東京都○○区○○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○○

下記のとおり下請負により作業しますので届け出ます。

なお、下請負者に対する作業の調整、指導及び監督については、当社において一切の責任をもって行います。

文書番号 (契約番号)	○○○○第○○○○号		
作業件名	○○区○○○丁目付近管路内清掃工		
作業場所	○○区○○○丁目		
契約金額	¥ ○○,○○○,○○○ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ○,○○○,○○○)		
契約年月日	○○年○○月○○日	履行期間	契約確定日の翌日から ○○日間 自： ○○年○○月○○日 至： ○○年○○月○○日
下請負金額	¥ ○○,○○○,○○○		
下請負者名	別紙記載のとおり		

(注)

宛先は、契約書の発注者を記入する。

(A4タテ)

下請負者一覽表

(A 4 タテ)

文書番号
(作業番号)

作業完了届

○○年○○月○○日

(発注者宛)

殿

東京都○○区○○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○○印

下記の作業を本日完了したので届け出ます。

文書番号 (契約番号)	○○○○第○○○○号		
作業件名	○○区○○○丁目付近管路内清掃工		
作業場所	○○区○○○丁目		
契約金額	¥ ○○,○○○,○○○ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ○,○○○,○○○)		
契約年月日	○○年○○月○○日	履行期間	契約確定日の翌日から ○○日間 自： ○○年○○月○○日 至： ○○年○○月○○日

受付年月日	○○年○○月○○日	監督員 職氏名	印
-------	-----------	------------	---

(注)

- 1 宛先は、契約書の発注者を記入する。
- 2 受付年月日は、当局の監督員が記入する。

(A4タテ)

作業出来高調書

(○○年○○月○○日現在)

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 契約金額 | ¥○○,○○○,○○○ |
| 2 出来高率 | ○○% |
| 3 今回出来高残額 | ¥○○,○○○,○○○ |
| 4 出来高残額 | ¥○○,○○○,○○○ |

(注)

- 既済部分検査を受けずに完了した場合は、作業完了届に本作業出来高調書の添付を要しない。
- 出来高現在年月日は、完了年月日と同じとする。

(A4タテ)

清掃土砂等発生報告書

作業番号	○○○○第○○○○号		作業件名	○○区○○○丁目付近 管路内清掃工		前月発生量 ○○t	今月発生量 ○○t	累計発生量 ○○t
契約履行期間				変更履行期間				
	着手	○○年○○月○○日			着手	○○年○○月○○日		
	完了予定	○○年○○月○○日			完了予定	○○年○○月○○日		
持込年月日		伝票番号		発生量 (t)		備考		
記事								

(注)

- 1 備考欄に発生土砂等種別（品種）を記入する。
- 2 発生物がモルタル、コンクリート等産業廃棄物の場合は、伝票番号は
産業廃棄物管理票（マニュフェスト）伝票番号、備考欄には持込み
先も記入する。

(A4タテ)

作業契約代金請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者宛)

殿

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 ○〇〇〇〇
債主登録番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇〇

下記のとおり請求します。

記

1 作業番号	〇〇〇〇第 〇〇〇号
2 作業件名	〇〇区〇〇〇丁目付近管路内清掃工
3 契約金額	¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
4 契約番号	〇〇〇〇第 〇〇〇号
5 契約年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
6 今回出来高額	¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
7 今回請求額	¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇

(注)

- 1 債主登録番号は、東京都下水道局経理部会計課に、支払金口座登録申請書を提出し、下水道局より債務者に付与されている場合は番号を記載する。
- 2 宛先は、契約書の発注者を記入する。

(A 4 タテ)

作業日報

作業番号				件名					受注者		
年月日		年月日曜日天候							指示事項		
総括監督員		総括監督員佐		担当監督員				主任技術者			
作業内容										報告事項	
1											
2										(記事)	
3											
4											
(明日の作業予定)											
工種名		工程名		単位	数量	前日までの出来高	本日出来高	累計出来高	備考		
管路内清掃工											
発生土砂等処分量 ※1		品種	単位	前月までの処分量	本月処分量	累計処分量	運搬認票等番号				
確認事項 ※2	作業開始時	作業開始時刻	天候		気象情報 (確認時刻)			水位の確認※2 (確認時刻)			
	:				注意報:なし (:)	警報:なし (:)		cm			
	作業中断時	作業中断時刻及び中断理由			注意報・警報の確認方法		作業中断の監督員への連絡				
		<input type="checkbox"/> 注意報	<input type="checkbox"/> 警報	<input type="checkbox"/> 降雨	携帯自動受信		:				
		(:)	(:)	(:)							
作業再開時	作業再開時刻 (作業中断時間)	作業開始条件					作業再開の監督員への連絡				
		再開時の気象情報	水位の確認※3 (確認時刻)		安全点検結果						
備考											

※1・発生土砂等処分量欄の記入について、モルタル、コンクリート等産業廃棄物の場合は、運搬認票等番号欄に (A4タテ)

マニフェストの伝票番号を記入する。

※2・「雨天時における安全管理の強化」対象作業の場合は、確認事項を記載する。

・作業中断後、再開しなかった場合は、作業再開時の欄は、記載しない。

※3・降雨の影響がない水位であることを確認した時点の水位及び時刻を記載する。

文書番号
(作業番号)

休日等の作業届

○○年○○月○○日

(発注者宛)

殿

東京都○○区○○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 押印不要

現場代理人氏名 ○ ○ ○ ○ (印)

下記作業について、工期に含まれない休日等の作業について届け出ます。

文書番号 (契約番号)	○○○○第○○○○号		
作業件名	○○区○○○丁目付近管路内清掃工		
作業場所	○○区○○○丁目		
契約金額	¥ ○○,○○○,○○○ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ○,○○○,○○○)		
契約年月日	○○年○○月○○日	履行期間	契約確定日の翌日から ○○日間 自： ○○年○○月○○日 至： ○○年○○月○○日
届出事項	作業年月日 ○○年○○月○○日	作業箇所	
	理由及び作業内容		

(注)

宛先は、契約書の発注者を記入する。

(A4タテ)

酸素及び硫化水素濃度測定記録表

受注者				測定条件	換気前・換気後		
現場代理人				圧気作業 ^{*1}	有・無		
作業件名				測定者			
測定日時	年	月	日	時	分	人孔番号	
測定場所				測定器名			

※2

測点 1	イ	ロ	ハ
温度 (°C)			
酸素濃度 (%)			
硫化水素濃度 (ppm)			

測点 2	イ	ロ	ハ
温度 (°C)			
酸素濃度 (%)			
硫化水素濃度 (ppm)			

測点 3	イ	ロ	ハ
温度 (°C)			
酸素濃度 (%)			
硫化水素濃度 (ppm)			

(措置) ^{*3}

※ 受注者は酸素欠乏症等防止規則第3条に定める事項を記載した任意の記録表を本記録表の代わりに使用できる。

また、記録表は提示書類である。

※ 許容値 酸素濃度 18.0%以上、硫化水素濃度 10ppm以下

※1 測定場所からおおむね 1 km の範囲内の圧気工事の有無

※2 現場規模、酸素欠乏空気の発生状況等に応じ、測点を記入する。図は修正して使用できる。

※3 測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要を措置欄に記入する。

附 則

附則一 1 管路内清掃工計画書記載要領

1 一般事項

- (1) 管路内清掃工計画書は、この要領により作成する。
- (2) 様式はA4判（タテ）で横書きとし、図面は、縮尺、寸法及び方位を明記して縮図の上製本する。
- (3) 管路内清掃工計画書を分冊して提出するときは、監督員の承諾を得る。
- (4) 表紙には、年度、作業番号、作業件名、提出年月日及び受注者氏名印を記載する。

2 記載事項

管路内清掃工計画書の記載事項及び記載順序は、以下のとおりとする。

(1) 作業概要

作業件名、作業場所、作業概要、履行期間、種目別作業内容（設計図書の概要説明に準ずる。）を記す。

(2) 現場組織

ア 職務分担表

現場代理人、主任技術者、涉外責任者、安全管理者、電気取扱主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、気象担当者（正・副）及び他の法令等で定める主任技術者又は責任者を定め、その氏名及び職務分担を記す。

イ 緊急時（異常気象を含む。）の連絡体制について記す。

(3) 管路内清掃工記録写真撮影計画

附則-2「管路内清掃工記録写真撮影要領」に従って撮影計画を記す。

(4) 実施工程表

ア 全体の実施工程表を記す。工程表の作成計画は、原則バーチャートによる。

イ 系統図に作業口数及びその区分を着色にて示し、各作業区の作業進行方向及び作業期間を記す。

(5) 労務、資機材計画

ア 労務計画は、実施工程表に基づき作業班別に予定員数を記す。

イ 高圧洗浄車、揚泥車、吸引車、運搬車両等の型式、性能等を記す。

(6) 清掃工概要

ア 清掃方法を記す。

イ 仮設備

保安施設、仮締切り、仮排水、換気及び照明について記す。

（位置、構造、緊急時撤去のための退避施設等）

ウ 水替工

ポンプの能力及び台数を記し、設置箇所等を図示する。

エ 土砂等の処分

発生土砂等の種類、量、搬出期間、搬出方法等について記す。

(7) 安全管理

- ア 保安要員の配置状況及び保安対策の内容について、道路種別、工種ごと等の代表箇所を記す。
- イ 社員、作業員（下請負者を含む。）に対する安全教育の方法を記す。
- ウ 酸素欠乏、有害ガス等の対策（防止対策、保護具等）について記す。
また、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」等の必要事項を記す。
- エ 管路内と地上との連絡方法について記す。
- オ 作業環境に係る特殊性をあらかじめ認識し作業内容に潜む危険因子を分析し、それに対する対応策などを記す。
- カ 高齢作業者への安全対策について記す。
- キ 気象情報入手方法、気象担当者と現場責任者との連絡方法を記す。
- ク 緊急時の作業員の管内からの避難方法（連絡方法等）について記す。
- ケ 予定外作業について、「計画書や作業報告書（週報、日報）等で監督員に報告している内容と変更が生じた場合」と明記し、対応手順を記す。

(8) 産業廃棄物の処分

産業廃棄物の種類、量、搬出期間、搬出方法等について記し、次の資料を添付する。

- ア 産業廃棄物処理業許可証（写）
他県等（政令市、中核市を含む。）に搬出及び処分する場合は当該県等の許可証の写しも添付する。
- イ 受注者と産業廃棄物処理会社との契約書（写）を添付する。
- ウ 産廃運搬車走行経路図を付すこと。

(9) 環境対策

騒音、振動、粉塵等の防止方法及び危険物に対する措置を記す。

附則一2 管路内清掃工記録写真撮影要領

1 適用

この要領は、東京都下水道局が発注する清掃工に適用する。ただし、この要領に定めのないものについては、監督員の指示によるものとする。

2 撮影方法

撮影は、次の各項に示す箇所のほか、当局監督員が指定する箇所又は当然記録に残す必要がある箇所について撮影する。

また、各項に示すほか「土木工事標準仕様書（平成30年4月）附則-7 工事記録写真撮影要領」の撮影方法による。

- (1) 上流及び下流の人孔内から作業前及び作業後の状況を同一方向で撮影する。
なお、土砂清掃の作業前は寸法を示す器具により土砂深が判読できるよう撮影する。
ただし、人孔内からの撮影が困難な場合には、他の適切な方法で撮影を行う。
- (2) 人力又は機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影する。
- (3) モルタル及びコンクリート除去後は、管路に損傷を与えていないか確認できる写真を撮影する。
- (4) 発生したモルタル及びコンクリートは、発生量の確認ができるように寸法を示す器具を入れて撮影する。
- (5) 土砂運搬車の土砂積み込み時における消毒作業中の状況を、背景を入れて撮影する。
- (6) 写真には件名、撮影場所、撮影対象、受注者名等を明記した黒板を入れて撮影する。
なお、管路内の作業前及び作業後の撮影に黒板を入れることが困難な場合には、人孔の側壁や管路内にチョークで人孔番号等を明示し撮影する。

3 撮影頻度

- (1) 伏越し清掃 全箇所撮影する。
- (2) 土砂清掃 人孔毎に全箇所撮影する。
- (3) モルタル、コンクリート除去 全箇所撮影する。
- (4) ラード除去 全箇所撮影する。
- (5) 光ファイバー敷設箇所 人孔毎に全箇所撮影する。
- (6) その他状況写真
 - ア 管径別に延長300m程度に対し1か所の割合で撮影する。
 - イ 給水車への洗浄水の取水作業（次亜塩素酸ソーダの注入作業を含む。）
 - ウ 保安施設工（工事表示板及び交通誘導警備員を含む。）
 - エ 仮締切工（土のう、止水プラグ等）
 - オ 仮排水工

- カ 作業終了後の清掃作業
- キ 下水道施設の保護措置（管口保護も含む。）
- ク 酸素及び硫化水素の濃度測定作業
- ケ 安全対策、安全教育等の実施状況

(7) 異常箇所……………全箇所撮影する。

4 整理方法

- (1) 整理方法は工程順に編集整理し、各段階（作業前、作業状況、安全管理、出来形管理、完了）の作業過程が容易に把握できるようとする。
- (2) 上記のほか「土木工事標準仕様書（平成30年4月）附則-7 工事記録写真撮影要領」による。
- (3) その他、定めのない事項については、監督員の指示による。

5 提出物及び形式

- (1) 作業記録写真の提出は、電子媒体とし、作業完了時に1部提出する。
- (2) 電子媒体は、DVD-R又はCD-Rとする。
- (3) 作業中における安全対策の状況写真については、作業初期に監督員に提出すること。

附則－3 雨天時における安全管理の対策

1 受注者は、突発的な局所的集中豪雨に対しても作業の安全管理に万全を期するため、以下の作業中止基準を遵守しなければならない。気象情報については、注意報及び警報の対象を大雨、洪水のいずれかとする。

(1) 作業開始前

- ア 当該作業箇所に、一滴でも雨が降っている場合、作業は開始しない。
- イ 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発令されている場合、作業は開始しない。

(2) 作業開始後

- ア 当該作業箇所に、一滴でも雨が降れば、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。
- イ 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発令された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。
- ウ 退避に際しては、作業中の資機材を放置する。

(3) 作業開始・再開の条件

作業の開始及び再開に当たっては、次の3項目の全てが確認されることを条件とする。

- ア 当該作業箇所に雨が降っていないこと、また、当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発令されていないことが確認されること。
- イ 管内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること。
- ウ 作業着手前の安全確認について、作業計画書に定める事項の全てを完了すること。

2 受注者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、気象担当者を指定し、当該担当者の携帯電話に、注意報及び警報の自動配信システムを配備しなければならない。

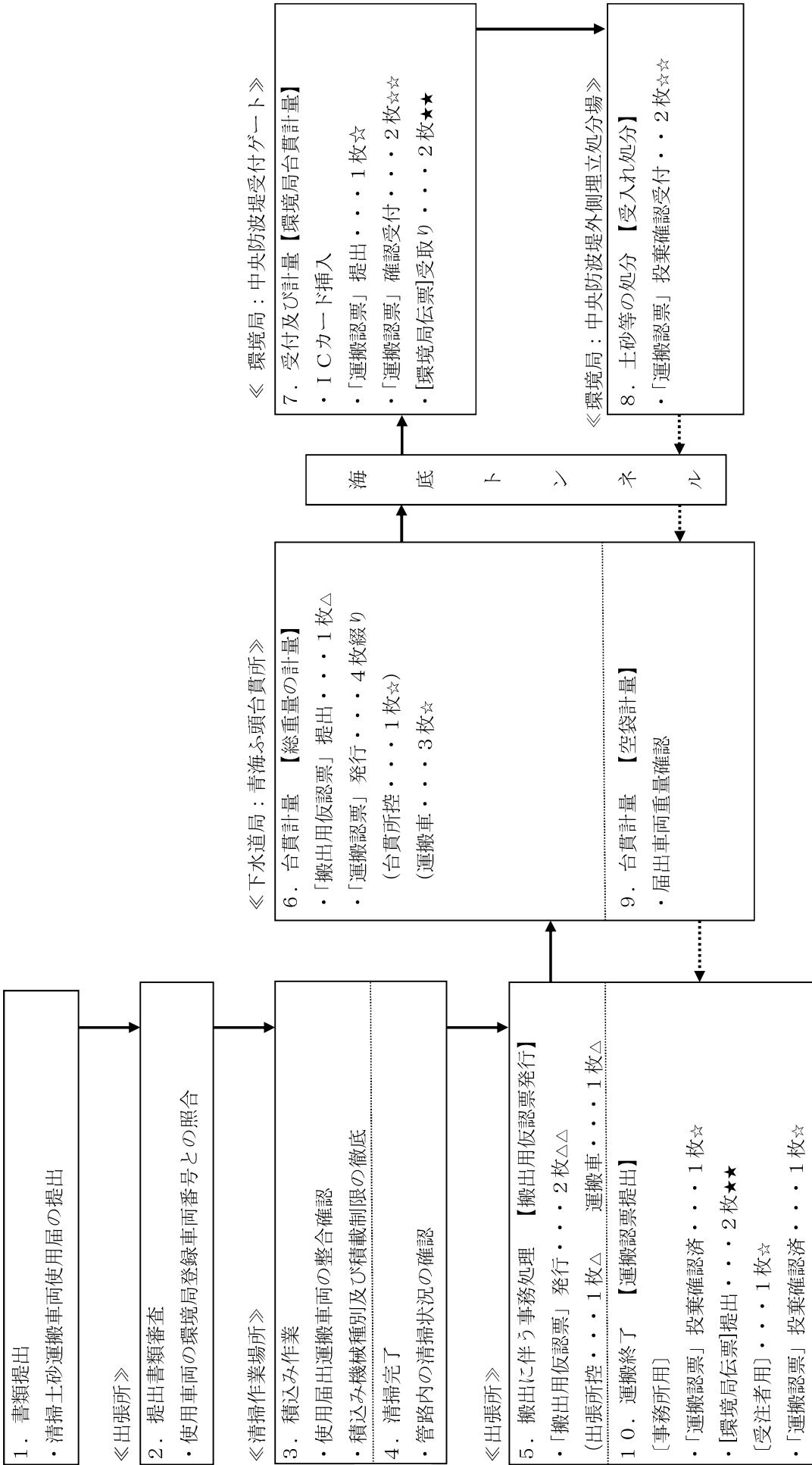
3 受注者は、作業員が管内から地上に、安全かつ迅速に退避するため、人命の最優先を基本とし、ブザー付き回転灯の配備及び退避時の資機材放置等を盛り込んだ退避計画を作成し、作業計画書に記載しなければならない。退避計画の基本事項は、次のとおりとする。

- ア 作業中止基準の明示
- イ ブザー付き回転灯の配備等、退避指示の確実な伝達方法
- ウ 退避時に放置する資機材などによる管内の状況や退避時間を考慮した退避ルートの決定及び作業着手前における退避訓練の実施方法

- 4 受注者は、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、管内に人孔間を結ぶ救助用ロープの設置、人孔への縄梯子の設置、安全帯の装着など、適宜、作業環境に応じた対策を組み合わせ、安全対策の充実を図らなければならない。

附則－4 清掃作業及び運搬認票フローロー

《受注者》



参 考

作業請負契約書

1. 件 名

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2. 契 約 金 額

うち取引による消費税及び地方消費税の額

¥

3. 履 行 期 間

4. 契約保証金 免 除

上記の作業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

発注者と受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

東京都
発注者 代表者

印

住 所
受注者 氏 名

(印)

綴込確認		印鑑照合	
------	--	------	--

(総 則)

- 第 1 条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、設計図書(別添の図面及び仕様書(特記仕様書を含む。)をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする作業の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の作業を契約書記載の履行期間内に完了するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、履行期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日、12 月 29 日から同月 31 日までの期間、1 月 2 日、同月 3 日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 施行方法その他作業を完了するために必要な一切の手段(以下「施行方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、届出、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(資料の貸与等)

- 第 2 条 発注者は、必要があると認めたときは、資料の貸与、提示等適宜の措置を講じるほか必要な指示をすることができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第 3 条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第 4 条 受注者は、作業の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

- 第 5 条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

- 第 6 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責め任を負わなければならない。

- 2 受注者は、作業の施行にあたり、自己の有する特許権等を使用する場合、その特許権等の使用料を発注者に請求しないものとする。
- 3 この作業により生じた発明等の成果及び権利については、発注者と受注者とが協議して定める。

(監 督 員)

- 第 7 条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に対して通知しなければならない。

- 2 発注者は監督員に対して、この契約書の他の条項及び設計図書に定められた範囲内で受注者(現場代理人及び主任技術者を含む。)に作業を施行するために必要な指示及び承諾又は協議等の権限を与えるものとする。

(現場代理人又は主任技術者)

第 8 条 受注者は、現場代理人又は作業の技術上の管理を担当する主任技術者を定め、その氏名及びその他の必要事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者を変更したときも同様とする。

なお、現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

2 現場代理人又は主任技術者は、作業現場の取締りその他作業の履行に関する一切の事項を処理しなければならない。

(履行報告)

第 9 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(作業関係者に関する措置請求)

第 10 条 発注者は、受注者の使用している者のうち、作業の施行又は管理につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに、当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者に通知しなければならない。

(条件変更等)

第 11 条 受注者は、発注者の設計図書の表示に不明確な内容があるとき、又はその作業の施行にあたり、重大な支障をもたらすと考えられる事情が生じた場合は、発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項の事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、速やかに通知できないやむを得ない理由があるときは、通知を遅らせることができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 12 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(作業の中止)

第 13 条 発注者は、必要があると認めるときは、作業を一時中止し又は打切ることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 14 条 受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により履行期間内に作業を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 15 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間とすることを受注者に請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更等)

第 16 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

- 第 17 条 契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。
- 2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。
 - 3 前 2 項の協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(臨機の措置)

- 第 18 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 発注者は、災害防止その他作業の施行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第 19 条 完了検査に合格する前に生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 20 条 作業の施行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第 21 条 発注者は、第 11 条から第 13 条、第 15 条、第 18 条又は第 19 条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(検査及び引渡し)

- 第 22 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに発注者に対して、検査の請求をしなければならない。
- (1) 作業が完了したとき
 - (2) 作業の完了前において、既済部分について、発注者が検査を適當と認めたとき
 - (3) その他必要があるとき
- 2 発注者は、前項第1号の検査（以下「完了検査」という。）の請求を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に、前項第 2 号及び第 3 号に係る検査の請求を受け、その請求を相当と認めたときは、遅滞なく、それぞれ受注者の立会いを求め、検査を完了しなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知の上、その立会いを求め、検査を行うことができる。
- 4 受注者は、前3項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗又は毀損したものを原状に復する費用は、全て受注者の負担とする。

(手直し)

- 第 23 条 受注者は、前条第 2 項の完了検査に合格しない場合で、発注者が特に 1 回に限り手直しを認めたときは、発注者が指示した期間内にこれを完了しなければならない。
- 2 受注者は、手直しを完了したときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。この場合においては、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

- 3 発注者は、手直しが完了しないとき、又はその検査に合格しないときは、履行期間経過後の日数に応じ、受注者から遅延違約金を徴収する。この場合においては、第 28 条第 1 項及び第2項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

- 第 24 条 契約代金の支払は とし、受注者は、第 22 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は前条第2 項に係る検査に合格したときに請求することができる。
- 2 前項の規定で 1 か月ごと等の部分払を定めた場合は、受注者は発注者の検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額の範囲内で発注者の定める金額を請求することができる。
- 3 特別の必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、前項で発注者の定める金額について、まとめて請求することができる。
- 4 発注者は、受注者から前3項の規定に基づく請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に、契約代金を支払わなければならない。

(契約保証金)

- 第 25 条 契約保証金は、契約金額(契約金額が単価で定められているときは、予定数量に単価を乗じて得た額を契約金額として算定する。以下同じ。)が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。
- ただし、既納保証金が未払の契約金額の 10 分の 1 以上あるときは、受注者は、更なる納入を要しない。
- 2 発注者は、第 22 条第 2 項又は第 23 条第 2 項の完了検査に合格したとき、又は第 30 条第 1 項若しくは第 31 条第 1 項の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求により、30 日以内に契約保証金を返還する。
- 3 発注者は、契約保証金について、利息を付さない。

(部分払代金の不払に対する作業中止)

- 第 26 条 受注者は、発注者が第 24 条で部分払を定めた場合の代金の支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、作業の施行を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示してその旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が作業を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

- 第 27 条 発注者は、完了検査合格の日から 1 年間、受注者に対して、その隠れたかしの補正又はその補正に代え若しくは補正とともに損害賠償を請求することができる。

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第 28 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に作業を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、履行遅滞部分に相応する契約金額相当額につき遅延日数に応じ、年5 パーセントの割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。)で計算した額(100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 24 条第4項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。)で計算した額(100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第 29 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、第1号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。
- (1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に作業を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に作業を完了する見込みが明らかにないと認められるとき
- (2) 正当な理由がなく、着手を遅延したとき

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反したために契約の目的を達成することができないと認められるとき
- (4) 第31条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると判明したとき
- (6) この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条の規定による公正取引委員会の受注者に対する排除措置命令(排除措置命令がなされた場合については、同法第62条第1項の規定による納付命令)が確定したとき
- (7) この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき

(契約が解除された場合等の違約金)

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(協議解除)

第30条 発注者は、作業が完了するまでの間は、第29条の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第31条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき
 - (2) 第13条の規定による作業の中止期間が当初の履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が180日を超えるときは、180日)を超えたとき。ただし、中止が作業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の作業が完了した後90日を経過しても、その中止が解除されないとき。ただし、別に定めのある場合は、この限りではない
 - (3) 発注者が契約に違反したために契約の履行が不可能となったとき
- 2 前項第2号の場合において、日数の計算は、第1条第2項の規定を準用する。
- 3 受注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約解除等に伴う措置)

第32条 発注者は、契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合においては、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分に対して、相当と認める金額を支払うものとする。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(賠償の予定)

第 33 条 受注者は、第 29 条第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 29 条第7号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相 殺)

第 34 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 35 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、届出、報告、申出、承諾及び解除は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補 則)

第 36 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第 37 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

暴力団等排除に関する特約条項（作業請負契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 発注者は、受注者が、東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年10月22日付22下経契第203号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受注者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責を負わないものとする。
- 4 契約書第29条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
- 5 契約の解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

（再委託禁止等）

- 第2条 受注者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があつた者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受注者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- 4 発注者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

- 第3条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく発注者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を発注者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を発注者及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 受注者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受注者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 発注者は、受注者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく発注者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

